

公立大学法人宮崎公立大学古本募金取扱規程

平成28年1月26日

規程第131号

(設置及び趣旨)

第1条 公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の寄附制度として、法人に古本募金を設置し、その取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 「古本募金」とは、寄附者が、法人が提携する事業者（以下「買取業者」という。）に対して、換価可能な書籍、CD、DVD、その他の物品（以下「物品」という。）を売却し、その売却代金の全額を寄附金として法人に寄附する制度をいう。

2 寄附者が、売却代金を法人に寄附する目的のもと、物品を現物として法人に寄附する場合の取り扱いについては、この規程を準用する。

(寄附金の使途)

第3条 古本募金で受け入れた寄附金は、学生支援の充実にかかる経費に充当する。ただし、寄附者が学生支援の充実に目的として使途を特定した場合は、その特定した使途以外に使用してはならない。

(申込及び受入れの手続き)

第4条 古本募金の申込方法は、次の各号による。

(1) 買取業者が設置する法人専用の古本募金申込受付ウェブサイトによる申込。

(2) 買取業者への電話による申込。

(3) 前2号のほか、大学の構内に設置した回収箱へ物品が投函されたことをもって申込があったものとみなす。このときの買取業者への物品の発送は大学が行う。

2 前項の申込があったときは、当該寄附金を原則として受入れる。ただし、公立大学法人宮崎公立大学寄附金規程第4条の各号に掲げる条件が付されている寄附金であるときは、理事長は受入れを取り消し、金銭をもって寄附金を返還する。

3 第1項各号の申込に対して、寄附金受入受諾書は送付しない。

(礼状及び受領証明書の送付)

第5条 理事長は、寄附金が法人に納付されたときは、寄附者に寄附金受納礼状を送付するものとする。

2 前項において、寄附者が希望するときは寄附金受領証明書を送付するものとする。

(使途の変更等)

第6条 理事長は、寄附金の目的が達せられ、残額を他の使途に使用する場合は、寄附金の使途の変更等を行うことができるものとする。

2 前項の規定により、寄附金の使途の変更等を行ったときは、学長の意見を聞くものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月26日から施行する。